

春日部市保健センター条例の一部を改正する条例

春日部市保健センター条例（平成１７年条例第１０８号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条又は号を当該改正後の欄の条又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条又は項に対応する改正前の欄の条又は項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条又は項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前								
春日部市<u>保健センター等</u>条例 (設置) 第１条 市民の健康保持及び増進を図るため、<u>春日部市保健センター及び春日部市庄和保健センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第２条 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>春日部市保健センタ</u> <u>ー</u></td><td>春日部市<u>南一丁目 1</u> <u>番地 7</u></td></tr> </table> (開所時間) 第５条 センターの開所時間は、午前８時30分から午後５時15分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。 (休所日) 第６条 <u>春日部市保健センター</u>の休所日は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) (略) ２ 春日部市庄和保健センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の１月３日までの日	名称	位置	<u>春日部市保健センタ</u> <u>ー</u>	春日部市 <u>南一丁目 1</u> <u>番地 7</u>	春日部市<u>保健センター</u>条例 (設置) 第１条 市民の健康保持及び増進を図るため、<u>春日部市保健センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第２条 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>春日部市中央保健セ</u> <u>ンター</u></td><td>春日部市<u>中央六丁目</u> <u>6番地11</u></td></tr> </table> (休所日) 第５条 <u>センター</u>の休所日は、次に掲げるとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) (略) (3) (略)	名称	位置	<u>春日部市中央保健セ</u> <u>ンター</u>	春日部市 <u>中央六丁目</u> <u>6番地11</u>
名称	位置								
<u>春日部市保健センタ</u> <u>ー</u>	春日部市 <u>南一丁目 1</u> <u>番地 7</u>								
名称	位置								
<u>春日部市中央保健セ</u> <u>ンター</u>	春日部市 <u>中央六丁目</u> <u>6番地11</u>								

(委任) <u>第 7 条</u> (略)	(委任) <u>第 6 条</u> (略)
--------------------------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。